

おおむら

2月上旬号

No. 601

発行所/大村市役所
郵便番号 856

編集人/総務課長 土井音之助
印刷所/隆文社印刷所

監査公表 特別号

監査公表

大村市監査公表第2号

昭和44年12月22日

地方自治法第199条第3項の規定に基づき定期監査を
執行したのでその結果を次のとおり公表する。

大村市監査委員 浜田 説 郎
同 三島 恵 吉

1 監査の対象

三浦出張所、鈴田出張所、西大村出張所、竹松出張所、
萱瀬出張所、福重出張所、松原出張所

2 監査の時期

昭和44年5月7日から5月15日まで

3 監査の結果

次のとおり

ま え が き

- 今回の監査は主として、昭和43年4月以降昭和44年4月末日までの所掌事務の処理状況について実施した。
- 昭和44年4月末日現在における各出張所の管内概況及び職員の配置状況は別表1のとおりである。

1. 所掌事務の取扱いについて

出張所の所掌事務として取扱われている事項を大別すると、おおむね次のとおりとなっている。

- 出張所長に事務処理の決裁権（内部委任による専決権）が与えられ、これにより出張所長限りで事務処理がなされているもの。（別表2のとおり）
 - 戸籍関係諸届書、戸籍謄、抄本交付申請書、住民票写しの交付申請書等の書類について、本庁の関係各課へ送達のための取次事務
 - 本庁の関係各課よりの依頼による各種調査報告等及び所内の庶務
 - 出張所長が出納員として行う収納事務
 - 出張所長が資金前渡職員又は資金前渡職員の補助者として行なう支払事務
- 以上のうち(1)については、従来の慣行として認められているものというほかはないが、決裁権の委譲を慣行として認めることは事務処理の責任体制上からも適当ではなく、権限の委譲については成文の規程によりその専決事項を明示して行なうことが適当である。

表1 事務取扱状況 昭和44年3月末日現在

区分 出張所	職員 数	管内状況		事務取扱状況										妊産婦 届取次 件数	国保被 保険者 異動届 取次件 数	印鑑 証明 件数	傷害保 険取扱 件数	国民年 金関係 諸届取 扱件数
		世帯数	人口	戸籍関係諸届取次件数					住民登録関係諸届取次件数									
				出生	死亡	婚姻	その他	計	転入	転出	その他	計						
三浦	2	319	1,537	16	18	2	0	36	27	60	20	107	17	6	935	120	0	
鈴田	2	497	2,437	11	3	5	1	20	76	112	10	198	20	35	853	0	35	
西大村	4	5,142	20,361	108	33	72	38	251	948	1,566	1,122	3,636	300	0	602	0	95	
竹松	3	2,119	8,603	88	14	38	14	154	468	557	585	1,610	159	143	1,357	100	0	
萱瀬	2	508	2,379	15	11	10	3	39	90	177	0	267	21	231	671	72	73	
福重	2	530	2,565	42	14	23	5	84	104	212	9	325	40	393	1,181	366	0	
松原	2	671	2,993	25	19	12	1	57	103	158	144	405	56	106	915	24	40	
計	17	9,780	40,872	305	112	162	62	641	1,816	2,842	1,890	6,548	613	914	6,514	682	243	

（ここをとりて下さい）

2. 現金取扱事務の処理状況について

(1) 出張所長が出納員又は資金前渡職員として行なう取納又は支払事務の処理は、表3のとおりでおおむね良好と認められた。出張所における現金取扱事務は特定短期間に集中するものであり、西大村及び竹松出張所を除く各出張所の配置人員は所長以下2名で人員的にその事務処理能力の弾力性に乏しいので、今後も事務量の増加に対処する適切な措置（例えば、本庁よりの臨時応援のための職員派遣等）については特段の留意が望まれる。

(2) 前渡資金の交付方法について

生活保護費支給のための前渡資金の交付手続としては、あらかじめ出張所長が本庁に outward、必要資金の請求書を福祉事務所に提出しておき、支給日の前日に公金取扱店（市役所内）より当該資金の支払いを受けるようになっている。出張所の配置職員は上述のとおりであり、かつ、適当な保管庫を有しない箇所もあるので、例えば指定金融機関又は指定代理金融機関との間に資金決済ルートの開けている出張所最寄の金融機関に資金前渡職員名義の預金口座を設けさせ口座振替の方法によつて前渡資金を交付する等出張所における手続簡素化と支払方法の安全性の面からも現在の前渡資金の交付方法についての再検討が望まれる。

む す び

監査の結果は以上のとおりであり、一般的に改善努力のあとが認められたが、なお、以上に記述した事項につい

ては検討の上善処し、今後の事務執行にあたり一層遺憾なきを期されたい。

表2 出張所長の専決により処理されている分掌事務

1. 住民基本台帳法に基づく転入届、転出届、転居届及び世帯変更届の受理
2. 転出及び転居の証明
3. 印鑑証明
4. 埋葬許可
5. 火葬許可及び火葬場の使用許可並びに火葬場使用料の徴収（西大村のみ）
6. 妊婦届の受理及び母子手帳の交付
7. 身体障害者旅客運賃割引証の交付
8. 国民年金法第92条第3項又は第93条第2項の検認
9. 市民交通傷害保険契納の締結（市民交通傷害保険契納申込の承諾）
10. 一般用米穀購入通帳の交付
11. 諸証明手数料の徴収
12. 会議室の使用許可
13. 出張所職員の市内旅行命令
14. 選挙人名簿登録未登録の証明
15. 畜犬登録申請書の受理及び畜犬鑑札の交付（定期登録を除く）並びに畜犬鑑札の再交付
16. 畜犬登録手数料及び畜犬鑑札再交付手数料の徴収

表3 現金取扱事務処理状況 昭和43年度

区分 出張所	資金前渡(支払金)			資金前渡職員(保険年金課長)の補助執行(支払金)	合計	収納金	備考
	扶助費	市税取りまとめ報償金	国保取りまとめ報償金				
三浦	935,158	90,376	61,671	35,836	1,123,041	5,162,498	
鈴田	2,162,788	125,030	90,124	44,602	2,422,544	9,818,238	
西大村	0	353,416	242,980	71,489	667,885	35,490,126	
竹松	14,838,700	280,625	132,574	69,069	15,370,968	23,785,948	
萱瀬	4,919,888	138,215	100,495	38,543	5,187,141	7,739,446	
福重	1,791,297	187,830	131,618	57,846	2,168,591	14,011,850	
松原	4,865,814	135,108	106,138	28,300	5,134,860	11,639,833	
計	29,513,145	1,300,600	915,600	345,685	32,075,030	107,647,939	

☆ ☆ ☆
☆ ☆ ☆